

# 環 境

1. 環 境 保 全 .....	135
2. 環 境 衛 生 .....	144
3. 清 掃 .....	146

▶ 南部清掃工場





# 環 境

環境保全については、良好な環境を将来にわたって保全、創造していくため、地球温暖化対策の推進、環境監視体制や規制・指導の強化、生物多様性の保全等を総合的かつ計画的に実施している。

環境衛生については、きれいな住みよいまちづくりを進めるため、衛生組織等と連携して環境美化に対する意識啓発などに取り組むとともに、墓地の施設整備や環境整備等を実施している。

清掃行政については、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、ごみの減量化・資源化のための諸施策を総合的に実施するとともに、ごみ・資源物の適正処理を行っている。

## 1 環境保全

本市では、平成16年に市、事業者、市民が共通に認識すべき基本となる考え方を基本理念として定め、それぞれの責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めた環境基本条例を、市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、事業活動や日常生活に伴って生じる環境への負荷の低減を図るため、環境保全条例を、樹木等の自然環境を保護し、自然との共生に関する意識の高揚を図るため、保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例を制定した。

また、平成20年10月には、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていく「かごしま環境都市宣言」を行った。

さらに、令和元年12月には、2050年までに本市のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に、市民や事業者等と一体となって取り組むことを宣言した。

そして、令和4年3月には、環境基本条例等を踏まえ、本市の環境施策の基本的方向性を定めた「第三次鹿児島市環境基本計画」を策定するとともに、「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けたCO<sub>2</sub>排出削減対策の方向性を示したロードマップや地球温暖化対策に関する具体的な施策を定めた「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」を策定し、この2つの計画に基づき、積極的に環境施策を進めている。

### (1) 環境審議会

環境基本条例の規定に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査審議するため、鹿児島市環境審議会を設置している。

審議会の委員は、学識経験者、公募委員等15人で構成。

### (2) 環境アドバイザーの配置

地球規模に拡がる環境問題に的確に対応し、「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、国内にとどまらず国際的な観点から、本市の環境施策に対して専門的な助言等を行う「環境アドバイザー」を配置している。

(3) かがしま環境未来館

市民や市民活動団体、事業者との協働・連携をさらに深め、市民の環境問題に関するニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため、(公財)かがしま環境未来財団が指定管理者として、参加体験型の環境学習講座等の各種事業を実施する。

事業概要

かがしま環境未来館を拠点として環境問題について楽しく学べる環境学習講座を開催するとともに、環境フェスタや城西マルシェなど市民等と協働した事業を実施する。

施設概要

所在地	城西二丁目1番5号
開館	平成20年10月10日(令和2年3月20日リニューアルオープン)
開館時間	午前9時30分～午後9時(日曜日、休日は午後6時まで)
休館日	・月曜日(休日の場合はその後の最初の平日) ・12月29日～1月3日
敷地面積	10,162.44㎡
延床面積	2,992.52㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
駐車台数	普通車46台、バス4台
主な施設	1階 展示学習ゾーン、ミライテラス(環境図書カフェ、リユース・リサイクルショップ)、リサイクル工房、食工房、活動支援室など 2階 多目的ホール、研修室
その他	電気自動車用急速充電器

(4) 地球環境保全施策の推進

① 第三次環境基本計画等推進事業

「自然と共生し ゼロカーボンを進めるまち かがしま」の実現に向けて、第三次環境基本計画やゼロカーボンシティかがしま推進計画に基づく各種施策を推進する。

② コミュニティサイクル運営事業

市内中心部に設置する27か所のサイクルポートで、どこでも自転車の貸出・返却ができるコミュニティサイクルを実施する。

供用開始	平成27年3月1日
運用時間	24時間、年中無休
ポート数	27か所
自転車	215台(20インチ小径車、3段変速)
管理運営主体	株式会社JTB

料 金

	登録料	利用料
1日会員	200円/日	・会員期間内なら何回利用しても30分以内は無料 ・30分を超えると30分ごとに100円
1ヵ月会員	1,000円/月	
法人会員	2,000円/月	
時間貸 (30分)		200円/30分

(令和4.4.1現在)

③ ネクストかごりん導入事業

さらなる利便性・回遊性の向上を図るため、スマートフォンアプリを利用した新たなかごりんの導入に取り組む。

④ 森の力でかごしま“グリーン化”事業

「市有林の森林整備 (間伐) によるCO<sub>2</sub>吸収量」を県の「かごしまエコファンド」を活用してクレジット化 (価格化) し、事業者等が購入した代金を基金に積立て、本市の地球温暖化対策に取り組む。

⑤ 太陽光を利用した避難所機能強化事業

CO<sub>2</sub>排出量の削減や停電時の電源確保のため、災害時に避難所となる施設 (宇宿福祉館・西伊敷福祉館) への太陽光発電システムや蓄電池の導入に向けた実施設計等を行う。

⑥ ゼロカーボン電力切替事業

市が率先して市役所で使用する電力をゼロカーボン電力に切り替えることで、市民や事業者に更なる環境意識の向上と具体的な取組を喚起する。

⑦ 太陽光 de ゼロカーボン促進事業

太陽光発電システムの設置を行う事業者等やホーム・エネルギー・マネジメント・システム (HEMS) の併置などを行う市民等に対して助成する。

対象	補助金額
太陽光発電システム	
個人住宅 (注1)	15千円/kW 上限150千円 (10kW未満)
共同住宅 (注2)	20千円/kW 上限200千円 (10kW未満)
事業所 (環境管理事業所でない事業所) (注2)	15千円/kW 上限300千円 (20kW以下)
環境管理事業所 (注2)	30千円/kW 上限600千円 (20kW以下)
HEMS (注3)	15千円/件
リチウムイオン蓄電池 (注4)	70千円/件
家庭用燃料電池 (注4)	70千円/件

(注1) HEMSと同時に新設する場合に限る。

(注2) 太陽光発電システムのみの設置を可とする。

(注3) 太陽光発電システムと同時に新設する場合に限る。  
 (注4) 太陽光発電システムとHEMSを同時に新設する場合に限る。

⑧ 次世代自動車等普及促進事業

自動車使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、次世代自動車等の普及促進・意識啓発に取り組む。また、公用車の電気自動車が外勤中に充電できるように、充電会員カードを試験的に導入する。

○ 市民・事業者等への補助

対象次世代自動車等	補助金額	単年度当たりの補助 上限台数又は件数	
		個人	事業者
燃料電池自動車	30万円/台	1台	2台
電気自動車	10万円/台	1台	2台
V2H充電設備(注1)	5万円/件	1件	1件
ハイブリッドトラック	10万円/台	1台	4台
ハイブリッドバス			
クリーンディーゼルトラック	5万円/台	1台	4台
クリーンディーゼルバス			

(注1) 電気自動車と同時に導入をする場合に限る。

○ 電気自動車の充電会員カードを試験的に導入

○ 電気自動車等に係る駐車場の使用料減免措置

電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を対象に、管理人が優待証を確認できる市の公共施設駐車場(平川動物公園、鴨池海づり公園：令和4.4.1現在)を利用した場合の駐車場使用料を免除する。

⑨ 電気自動車等非常用電源の活用

公用車の電気自動車等を動力源として電力供給する機器(本庁、各支所及びかごしま環境未来館に配置済)を、災害時等に活用する。

保有台数 12台

⑩ 水素エネルギー普及啓発事業

令和元年度導入の燃料電池自動車をかごしま環境未来館の公用車として使用するほか、敷地内やイベントでの展示を行う。あわせて水素エネルギーに関する学習キットを用いた情報発信を行い、理解促進や普及啓発を図る。

⑪ ゼロカーボン市役所推進事業

ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、地域新電力等と連携し、北部・南部清掃工場等で発電されるゼロカーボン電力を、他の市有施設に供給する仕組み(ゼロカーボン電力供給システム)の構築に向けた検討を行う。

⑫ 再生可能エネルギー熱の普及・啓発

再生可能エネルギー熱（太陽熱・木質バイオマス熱等）の導入促進を図るため、ホームページ等で導入事例等を紹介する。

(5) 環境管理の導入促進

環境への負荷を低減する事業所の自主的取り組みを促進するため、適正に環境管理を行っている事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定している。

累計認定事業所数 812事業所（令和4.4.1現在）

(6) 環境保全意識の高揚

① 環境フェスタかごしまの開催（平成14年度から実施）

市民や事業者に環境問題に対する関心や意識を高めてもらうとともに、主体的な環境保全の行動を促進することを目的に、市民等と協力・連携してイベントを開催する。

② かごしまゼロカーボンチャレンジ事業

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、気軽に実践できる脱炭素型行動をまとめた「ゼロカーボンチャレンジシート」を作成し、市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すキャンペーンを実施する。

③ ゼロカーボンシティかごしまPR事業

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、市民の行動変容を促進する取組を進めるほか、市民や事業者などへの情報発信を行い、市域全体の機運醸成を図る。

④ 気候変動アクションかごしま創出事業 ※令和4年度休止事業

次世代を担う若者たちの地球温暖化や気候変動に対する関心を高めるとともに行動の輪を広げるため、学生を中心としたワークショップ等を開催する。

⑤ 地球を守るぞ！エコ保育所・幼稚園・認定こども園促進事業

幼児期から環境にやさしいライフスタイルを実践することで、環境保全に対する意識づけ及び家庭・地域での環境保全活動を促進する。

⑥ WWFジャパンとの連携事業

国際的な環境問題に取り組んでいるWWFジャパンと連携し、セミナー等を開催する。

⑦ 学校版環境ISO認定事業

平成17年度に創設した学校版環境ISO認定制度に基づき、環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定している。

認定校数 鹿児島市内の小中学校119校（令和4.4.1現在）

⑧ 水環境イベントの開催等

水環境保全意識の向上を図るため、親水スポット等を紹介するガイドブック

を配布するとともに、水環境イベントを開催する。

⑨ 石けん展示コーナーの設置

水環境を保全する観点から、本庁・支所など10ヶ所に、石けん展示コーナーを設置している。

⑩ パンフレット等の配布

騒音防止や河川浄化のため、「建設工事をされるみなさまへ」や「環境にやさしい水の使い方をしませんか？」などのパンフレット等を、機会をとらえて市民・事業者に配布している。

(7) 環境の現状

① 監視体制

(令和3年度)

大 気 汚 染	環境大気常時監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般環境大気測定局（7局）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定項目……二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、風向・風速等</li> <li>・方式……24時間自動測定テレメーター方式</li> </ul> </li> <li>○自動車排出ガス測定局（1局）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定項目……一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質等</li> <li>・方式……24時間自動測定テレメーター方式</li> </ul> </li> </ul>
	大気汚染物質の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質モニタリング調査（1地点）</li> <li>・ダイオキシン類の大気環境調査（4地点）</li> <li>・酸性雨調査………2地点</li> <li>・微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査（1地点）</li> <li>・アスベスト大気環境モニタリング調査（3地点）</li> </ul>
	事業所監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙発生施設の立入検査（19事業所）</li> <li>・ばい煙発生施設の濃度測定（4事業所）</li> <li>・ばい煙量等の濃度測定の結果徴収（162件）</li> <li>・ダイオキシン類の排出口調査（延べ16事業所）</li> <li>・特定粉じん排出等作業の立入検査（延べ12事業所）</li> </ul>
嬰 児 ・ 振 動	事業所監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査（4事業所）</li> </ul>
水 質 汚 濁	公共用水域常時監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境基準監視……6河川（稲荷川、甲突川、新川、脇田川、永田川、和田川）15地点</li> <li>・水質保全目標調査……5河川（思川、本名川、神之川、下谷口川、八幡川）5地点</li> <li>・一般河川環境調査……12地点</li> <li>・水質・土壌ダイオキシン類調査 河川水質3地点、河川底質3地点、 地下水4地点、土壌6地点</li> </ul>
		事業場監視
	化学物質汚染監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場農薬排水調査………3ゴルフ場</li> <li>・地下水質監視………96井戸</li> <li>・ダイオキシン類の排水監視…1事業場</li> </ul>
土 壌 汚 染	土壌汚染の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質変更の届出40件</li> <li>・形質変更時要届出区域の指定3件（令和4.4.1現在）</li> </ul>

② 大気環境

8測定局において、大気環境の常時監視を行っている。令和3年度は、有村局・赤水局の二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、市役所局・谷山支所局・喜入局のオキシダン

ト（O x）が環境基準非達成であった。

**a 環境基準達成状況**

（令和3年度）

大気汚染測定局		大気汚染物質					
		SO <sub>2</sub>	SPM	Ox	NO <sub>2</sub>	CO	PM2.5
一般環境	市役所局	○	○	×	○	-	○
	谷山支所局	○	○	×	○	-	○
	有村局	×	○	-	-	-	-
	黒神局	○	○	-	-	-	-
	桜島支所局	○	○	-	-	-	-
	赤水局	×	○	-	-	-	-
自動車排出ガス	喜入局	○	○	×	○	-	○
	鴨池局	○	○	-	○	○	○

○：環境基準達成 ×：環境基準非達成 -：測定なし

**b 悪臭**

立入調査（4事業所）を実施し、悪臭の測定（臭気指数：22検体）を行った。

**③ 騒音・振動**

自動車騒音調査のほか、特定建設作業の届出受付指導（240件）及び騒音・振動防止の指導を行った。

**a 環境基準達成状況**

130区間で面的評価を実施。対象戸数の93.7%が昼夜共環境基準値以下であった。

**b 自動車騒音調査**

10地点で24時間測定を実施した。令和3年度は、国道10号線の1地点を除いて要請限度を満足した。

国 道	県 道	市 道
4 地点	2 地点	4 地点

**④ 水質環境**

**a 環境基準達成状況**

6つの二級河川の9環境基準点で毎月河川の水質調査を行っている。

令和3年度は、全地点で環境基準を達成した。

（単位：mg/L）

河川名	採水地点	BODの環境基準値	BOD（75%水質値）			3年度達成状況
			元年度	2年度	3年度	
稲荷川	水車入口橋	2以下	1.2	0.9	1.1	○
	黒葛原橋	3々	1.2	0.6	0.9	○
甲突川	河頭大橋	2々	0.8	0.8	0.7	○
	岩崎橋	2々	0.7	0.5	0.7	○
	松方橋	2々	0.8	0.6	0.9	○
新川	第二鶴ヶ崎橋	3々	1.3	0.8	0.8	○
脇田川	南田橋	3々	0.9	0.9	1.3	○

河川名	採水地点	BODの環境基準値	BOD (75%水質値)			3年度達成状況																																																																		
			元年度	2年度	3年度																																																																			
永田川	新永田橋	3℃	1.5	1.2	1.6	○																																																																		
和田川	潮見橋	3℃	0.7	0.7	0.8	○																																																																		
<p><b>⑤ 開発行為等公害防止事前協議</b></p> <p>昭和52年度から、開発行為、建築許可、土地売買、建築確認等について公害防止事前協議を行っている。</p> <p>開発行為等公害防止事前協議の状況 (件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>258</td> <td>246</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table>							平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	258	246	210	200	181																																																								
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																				
258	246	210	200	181																																																																				
<p><b>⑥ 公害苦情</b></p> <p>近年公害苦情は、工場等からのいわゆる産業型公害に対するものが減少し、悪臭、騒音等の都市・生活型公害に対するものの割合が多くなっている。</p> <p>公害苦情の状況 (件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>分 類</th> <th>大 汚 染</th> <th>水 質 汚 濁</th> <th>騒 音</th> <th>振 動</th> <th>悪 臭</th> <th>土 汚 染</th> <th>地 下 水</th> <th>其 他</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平 成 2 9 年 度</td> <td></td> <td>10</td> <td>20</td> <td>66</td> <td>10</td> <td>42</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>平 成 3 0 年 度</td> <td></td> <td>8</td> <td>24</td> <td>54</td> <td>8</td> <td>39</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>令 和 元 年 度</td> <td></td> <td>10</td> <td>12</td> <td>47</td> <td>6</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>令 和 2 年 度</td> <td></td> <td>9</td> <td>25</td> <td>65</td> <td>13</td> <td>45</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>令 和 3 年 度</td> <td></td> <td>2</td> <td>18</td> <td>58</td> <td>10</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table>							年 度	分 類	大 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 汚 染	地 下 水	其 他	合 計	平 成 2 9 年 度		10	20	66	10	42	0	1	7	156	平 成 3 0 年 度		8	24	54	8	39	0	1	7	141	令 和 元 年 度		10	12	47	6	31	0	0	5	111	令 和 2 年 度		9	25	65	13	45	0	0	5	162	令 和 3 年 度		2	18	58	10	32	0	0	3	123
年 度	分 類	大 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 汚 染	地 下 水	其 他	合 計																																																														
平 成 2 9 年 度		10	20	66	10	42	0	1	7	156																																																														
平 成 3 0 年 度		8	24	54	8	39	0	1	7	141																																																														
令 和 元 年 度		10	12	47	6	31	0	0	5	111																																																														
令 和 2 年 度		9	25	65	13	45	0	0	5	162																																																														
令 和 3 年 度		2	18	58	10	32	0	0	3	123																																																														
<p><b>(8) 生物多様性の保全</b></p> <p>第三次鹿児島市環境基本計画に掲げる自然共生社会の構築を実現するため、令和4年3月に第二次生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進めている。</p> <p><b>① かごしま自然百選の選定</b></p> <p>本市の自然の魅力を広く周知することにより、貴重な自然を維持・保全するとともに、生物多様性への理解を深めることを目的として、平成27年2月に「かごしま自然百選」を選定した。</p> <p><b>② 生物多様性に関する学習推進</b></p> <p>本市の自然や生き物、暮らしとの関係など、生物多様性について分かりやすく学習できる小学生向けWEB教材「かごしま生きものラボ」を作成、平成31年4月にウェブサイトを開設し、学校等で活用されている。</p> <p><b>③ 自然遊歩道の指定</b></p> <p>自然とのふれあいを促進し、人と自然との共生に関する意識の高揚を図るため、自然遊歩道を指定している。</p>																																																																								

コース名称	主な所在地	開設年月日	コース全長
八重山自然遊歩道	郡山町	令和2.8.2	山頂まで約2.8km
三重岳自然遊歩道（皆与志コース）	皆与志町	昭和47.4.29	山頂まで約4km
〃（南方コース）	川田町	平成21.5.30	山頂まで約4.5km
牟礼岡自然遊歩道	宮之浦町	平成18.4.22	山頂まで約1.2km
寺山自然遊歩道 ※一部通行止め	吉野町	昭和48.12.16	全長約2.5km
城山自然遊歩道	城山町	昭和47.12.16	全長約2km
慈眼寺自然遊歩道	下福元町	昭和47.5.28	全長約3km
錫山自然遊歩道	下福元町	昭和51.3.28	全長約9.3km
鳥帽子岳自然遊歩道（登山コース）	平川町	昭和47.10.10	山頂まで約4.5km
〃（平川動物公園コース）※閉鎖中	平川町	昭和49.11.24	山頂まで約8.4km
グリーンファーム自然遊歩道	喜入一倉町	平成29.3.31	全長約2km

④ 保存樹等及び自然環境保護地区の指定

「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」の規定に基づき、市民に親しまれ、指定の要件を満たす樹木又は樹林を保存樹又は保存樹林に、良好な自然環境を有し保護を必要とする地区を自然環境保護地区に指定している。

（令和4.4.1現在）

自然環境保護地区等	所在地等	指定年月日	面積等
自然環境保護地区	玉里町3385番1外 下伊敷二丁目2948番外	昭和49.3.20 昭和50.12.20	17,621.93㎡ 23,025㎡
保存樹	-	-	41本
保存樹林	-	-	12カ所

⑤ 鳥獣の飼養登録等の事務

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の飼養登録等に係る事務を行っている。

(9) 浄化槽整備補助事業

浄化槽処理促進区域において、公共用水域の水質保全と生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ設置換えする者に補助金を交付している。昭和63年度に事業開始以来、令和3年度末で25,618基に補助を行っている。

【対象の建物】

- (1) 既存の住宅又は併設住宅（住宅部分の処理対象人員が1／2以上）
- (2) 既存の集会施設（地域の公民館等）

※新築（建て替えを含む）の建物は補助対象外

【補助金額】

人槽区分 （人槽）	補助金額（千円）
5	722
6～7	804

人槽区分 (人槽)	補助金額 (千円)
8～10	938
11～20	1,017
21～30	1,371
31～50	1,748

※補助金額には、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費用等に対する上乗せ補助金 (390,000円) を含む。(上記金額は限度額)

## 2 環境衛生

本市の環境衛生については、鹿児島市衛生組織連合会 (741団体で構成)、商店街、ボランティア団体等との連携を図りながら、まち美化の推進、そ族衛生害虫の駆除、克灰袋配布事業などきれいな住みよいまちづくりのための事業を行っている。

また平成16年10月に施行された「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」に基づき、空き缶、吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について次のように具体的な施策を進め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを進めている。

- ① たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する必要がある地区を「路上禁煙地区」として指定し、地元通り会の協力を得て周知・広報に努める。
- ② まち美化推進指導員による巡回パトロールを行い、まち美化に対する意識啓発を図りながら条例違反者等に対する指導・命令・過料の業務を行う。
- ③ 地域で自主的、恒常的に清掃活動等を行う団体を「まち美化推進団体」として認定し、清掃用具の支給などの必要な支援を行う。
- ④ 地域で自主的にまちの美化に係る啓発及び指導を行う人を「鹿児島市まち美化地域指導員」として認定し、啓発用具を支給する等、必要な支援を行う。

北部、南部の両斎場は、令和2年度から指定管理者制度を導入し、施設の適切な維持管理及び円滑な運営が図られている。

市営墓地、共同墓地については、墓参者の利便を図るため、施設改良や環境整備の推進に努めている。

また、合葬墓の整備については、継承者問題等に対応するため、供用開始に向け、検討する。

### (1) 市衛生組織連合会

設立目的：各衛生組織相互の連絡協調を図るとともに、その健全なる発展を促進し、市民の自主的実践活動を活発にし、もって公衆衛生及び生活環境の改善向上を期することを目的とする。

組織・機構：市衛生組織連合会 (平成17. 4. 1 発足)  
各衛生組織をもって構成する。

会 長 1人 副会長 3人  
 理 事 79人 監 事 4人  
 団体数 741団体（令和4.4.1現在）  
 世帯数 136,500世帯（令和4.4.1現在）  
 総世帯数に対する割合 48%（令和4.4.1現在）  
 （注）理事には、正副会長を含む

市 費 補 助：令和4年度予算 10,668千円

(2) 斎 場

区 分	北 部 斎 場	南 部 斎 場
設 置	昭和63年11月1日	平成4年2月1日
所 在 地	小山田町6075番地	上福元町6945番地の1
敷地及び建物	敷 地 69,937 m <sup>2</sup> 建物面積 4,205.96m <sup>2</sup>	敷 地 12,018 m <sup>2</sup> 建物面積 3,526.58m <sup>2</sup>
施 設	火葬棟（火葬炉13基〔大型炉12基，その他1基，燃料は白灯油〕，炉前ホール，中央監視室，収骨室等） 待合棟（待合室，湯沸室，事務室等） 斎場棟（式場，控室等） その他（キャノピー，霊灰塔等）	1 階（火葬炉8基〔大型炉8基，燃料は白灯油〕，炉前ホール，中央監視室，収骨室，事務室等） 2 階（待合室，湯沸室等） その他（キャノピー，霊灰塔等）
令和3年度火葬件数	3,578	3,133

(3) 墓 地

墓地面積（墓園を含む）（令和4.4.1現在）

市 営 墓 地	共 同 墓 地	そ の 他	計
461,981m <sup>2</sup> （18カ所）	362,946m <sup>2</sup> （642カ所）※	310,864m <sup>2</sup> （23カ所）	1,135,791m <sup>2</sup> （683カ所）

※共同墓地面積は登記簿等で確定している墓地のみ。

市営墓地使用許可件数（令和3年度） 93 件

市営納骨堂使用許可件数（令和3年度） 0 件

墓地使用料（施行日 平成21.6.1）

「墓地」（1 m<sup>2</sup>当たり）

武岡墓地	7万円	宇宿墓地	5万2千円
興国寺墓地	3万9千円	永吉墓地	6万5千円
草牟田墓地	5万3千円	別ヶ迫墓地	2万3千円
露重墓地	4万5千円	原良墓地	4万4千円
郡元墓地	4万5千円	万田ヶ宇都墓地	3万8千円
平原墓地	8万5千円	高免墓地	2千円

坂元墓地	4万5千円	古里墓地	5千円
唐湊墓地	4万2千円		

(4) 墓 園

○川上墓園

所在地 川上町471番地  
面積 24,595.27㎡  
墓所区画 2,400区画  
使用料 320,000円 (5㎡)  
(芝生墓所は380,000円)

供用開始 昭和58年2月1日

○星ヶ峯墓園

所在地 五ヶ別府町1789番地2  
面積 47,709㎡  
墓所区画 3,366区画  
使用料 70,000円 (1㎡当たり)  
供用開始 昭和61年3月1日

(5) 納骨堂

○小松原納骨堂

所在地 小松原二丁目32番3号  
敷地面積 842.67㎡  
建物面積 440㎡  
祭壇数 450壇  
使用料 160,000円  
供用開始 昭和50年8月6日

○東谷山納骨堂

所在地 東谷山一丁目66番3号  
敷地面積 955.75㎡  
建物面積 534.48㎡  
祭壇数 432壇  
使用料 305,000円  
供用開始 昭和62年8月7日

### 3 清 掃

本市の清掃行政は、令和4年3月に策定した「第四次一般廃棄物処理基本計画」において、「みんなで 資源の循環とゼロカーボンに取り組む 持続可能なまち かがしま」を基本理念に掲げ、資源が循環し、環境負荷が低減される循環型社会の構築に向けた取組を行っている。

また、廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物・産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可並びに指導監督を行うとともに、不法投棄・野外焼却等の不適正処理を防止するためパトロール等を行っている。

このほか、災害廃棄物の処理に関する事前対策や、災害発生後の各段階に応じた応急対策、事後処理についての基本的な方針、具体策として、「災害廃棄物処理計画」を策定している。

(1) 清掃事業審議会

「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき、清掃事業の円滑な運営と健全な進展を図るため、鹿児島市清掃事業審議会を設置している。

審議会の委員は、学識経験者、公募委員等14人で構成。

(2) ごみ処理

① 令和3年度ごみ・資源物量

(単位：t)

区 分	計 画 収 集			直接搬入	合 計	構成比	
	直 営	委 託	小 計				
ごみ	もやせるごみ	56,368	48,401	104,769	57,545	162,314	80.56%
	もやせないごみ	881	750	1,631	2,092	3,723	1.85%
	粗大ごみ	1,017	0	1,017	5,161	6,178	3.06%
	小 計	58,266	49,151	107,417	64,798	172,215	85.47%
資 源 物	缶・びん、ペットボトル	4,281	3,760	8,041	163	8,204	4.07%
	古 紙 類	2,296	11,141	13,437	0	13,437	6.67%
	プラスチック容器類	1,452	3,021	4,473	10	4,483	2.22%
	電 球・蛍 光 灯、 乾電池/スプレー缶類	439	0	439	0	439	0.22%
	小 型 家 電	0	13	13	0	13	0.01%
	金 属 類	1,244	974	2,218	0	2,218	1.10%
	剪 定 枝	0	482	482	0	482	0.24%
	小 計	9,712	19,391	29,103	173	29,276	14.53%
排 出 量 合 計	67,978	68,542	136,520	64,971	201,491	100.00%	

(注) ア 計画収集は、一般家庭（300,675世帯、600,394人）及び粗大ごみ収集等にかかるもの。（世帯数及び人口は令和3.10.1現在）

イ 計画収集は、もやせるごみ週2回、缶・びん、ペットボトル月2～3回、古紙週1回、衣類月2回、プラスチック容器類週1回、もやせないごみ、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、金属類月1回の収集。

ウ 直接搬入には、許可業者の搬入を含む。

② 人員及び機材（計画収集分） （令和4.4.1現在）

直 営	147人	機 材（車両）	52台
委 託	32業者 156人	機 材（車両）	52台

③ 清掃事務所、ごみ処理施設及び資源化施設の概要

ア 清掃事務所 （令和4.4.1現在）

名 称	所在地	敷地面積	建物面積	建物構造	完成年月
鹿児島市 清掃事務所	犬迫町 11918番地	14,177㎡	4,148.00㎡	鉄筋コンクリート造 2階建ほか	昭和56.7

イ 焼却施設 （令和4.4.1現在）

施 設 名	北 部 清 掃 工 場	南 部 清 掃 工 場
所 在 地	犬迫町11900番地	谷山港三丁目3番地3
完 成	平成19年3月	令和3年12月
敷 地 面 積	51,600㎡	30,300㎡
建 物 面 積	ごみ焼却棟 27,412.76㎡ 粗大ごみ処理棟 5,700.97㎡ (内 管理事務所 1,712.514㎡) その他建物 363.92㎡	工場棟 13,720.73㎡ 管理棟 1,711.24㎡ その他建物 1,115.50㎡
型 式	ストーカ式連続燃焼式焼却炉	ストーカ式連続燃焼式焼却炉
公 称 能 力	焼却 265 t / 日 × 2 基 破砕・選別 30 t / 5 h	焼却 110 t / 日 × 2 基 バイオガス 30 t / 日 × 2 基
建 設 費	21,209,698千円	21,289,789千円
令和3年度処理量 (ごみ焼却量)	106,626.91 (t)	64,239.45 (t)

- 北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良事業  
ごみ焼却施設の延命化及びCO<sub>2</sub>排出量削減のため、重要機器等の大規模な更新・改良工事を行う。
- 南部清掃工場（バイオガス施設・高効率発電施設）運営事業  
バイオガス施設と高効率発電施設を生かした運営を行う。

**ウ 埋立処分場** (令和4.4.1現在)

施設名	所在地	開設年月日	埋立面積	埋立可能容量
横井埋立処分場	犬迫町11900番地	昭和61.9.1	183,300㎡	5,008,000㎡

○ 令和3年度処分量 28,432.77 (t)

**エ 資源化施設** (令和4.4.1現在)

施設名	鹿児島市リサイクルプラザ			
所在地	鹿児島市犬迫町11900番地（北部清掃工場敷地内）			
完成	平成14年3月竣工			
建物面積	本館 6,142.14㎡ 1号棟 420.54㎡	2号棟 2,397.21㎡ 3号棟 1,937.32㎡		
機能	本館 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管 啓発施設（学習室・展示室・見学コース） 1号棟 缶・ペットボトル・プラスチック容器類の成形品の保管 2号棟 プラスチック容器類の選別・圧縮・保管 3号棟 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管			
処理能力	97 t / 5 h (内訳) 本館 缶・びん・ペットボトル 33 t / 5 h 2号棟 プラスチック容器類 26 t / 5 h 3号棟 缶・びん・ペットボトル 38 t / 5 h			
令和3年度処理量	12,657.80 t			
施設概要	缶・びん・ペットボトル及びプラスチック容器類の選別・圧縮処理を行う施設。また、本館には学習室、展示室などを設け、ごみの減量化・資源化についての市民の意識向上を図る啓発機能を備えている。			

④ **ごみ処分手数料**

- ・家庭系一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。）  
100キログラムを超える10キログラムにつき 70円  
（※100キログラム以下の場合は無料）  
ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。
- ・事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。）  
10キログラムにつき 70円  
ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。
- ・資源化施設に搬入する場合は無料とする。

⑤ **粗大ごみ処理手数料**（平成23.10.1～）

「粗大ごみ」とは、一般家庭の日常生活に伴って生ずる耐久消費財その他の固

形の廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び市長が別に定めるものを除く。）であって、その最大の辺又は径がおおむね50センチメートル以上200センチメートル以下であり、かつ、重量がおおむね60キログラム以下であるもの及び市長が特に認めるものをいう。

- ・平均的な重量が30キログラム未満のものとして市長が定めるもの  
1個又は1組につき 350円
- ・平均的な重量が30キログラム以上のものとして市長が定めるもの  
1個又は1組につき 700円

(3) し尿処理

① 令和3年度し尿処理実績

	処 理 量 ( t )
し 尿	9,307.38
浄 化 槽 汚 泥 等	73,030.21
計	82,337.59

② 収集形態

し尿は（公財）鹿児島市環境サービス財団及び民間の許可業者が、浄化槽汚泥は民間の許可業者が収集を行う。

③ 令和3年度末における処理人口

区 分	人 口
し 尿 く み 取 り	16,744人
浄 化 槽	109,268人

④ 人員及び車両（バキューム車）（令和4.4.1現在）

区 分	人 員	車 両						合 計
		10,500 ~9,000 ℓ	7,200 ~4,500 ℓ	3,800 ~3,000 ℓ	2,900 ~2,700 ℓ	2,600 ~1,200 ℓ	350 ℓ	
鹿児島市環境サービス財団	16人	0	2	4	0	3	1	10台
許可業者（15社）	227人	16	12	65	13	9	2	117台

⑤ し尿処理施設の概要（令和4.4.1現在）

名 称	衛生処理センター
所 在 地	谷山港三丁目2番地1
完 成	平成13年3月
敷 地 面 積	5,755㎡
建 物 面 積	1,744.66㎡
方 式	前処理後固液分離下水道投入
計 画 処 理 量	344㎡/日（1日8時間運転） 56㎡/h（時間最大能力）

⑥ し尿処理手数料等		
ア し尿処理手数料		(平成13. 7. 1 改定)
区 分	手 数 料	備 考
定額制 一般家庭(月1回を超えてくみ取るものを除く。)及びこれに準ずるもの	1人1月につき380円	従量制の範囲 商店等の事業所、生花、書道等の塾、雨水、湧水などの混入が著しく多いもの
従量制 定額制以外のもの	18ℓにつき170円 ただし、18ℓに満たないものは18ℓとみなす。	
臨時収集加算金 従量制において臨時にくみ取る場合に、従量制の手数料に加算するもの	1回につき2,300円	工事現場、催物、大会等のため、一時的に設置された仮設トイレ
イ 浄化槽汚泥等処分手数料		(平成16. 11. 1 改定)
区 分	手 数 料	
市長の許可を受けて自ら市長の指定する施設に投入するもの	18キログラムにつき2円 ただし、18キログラムに満たないものは、18キログラムとみなす。	
<b>(4) ごみの減量化・資源化に関する事業</b>		
<p>ごみの減量化・資源化の推進にあたっては、これまで順次分別収集品目を増やし、17分別18品目資源化の体制を確立するとともに、市民意識の啓発、補助金制度による市民の自主的活動の促進及び事業所ごみ対策を主軸に諸施策を展開してきた。</p> <p>生産、流通、消費から処分までのすべての段階において、市民・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの立場で責務と役割を果たし、一体となっておみが発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3R(スリーアール)に取り組むとともに、ごみの減量化・資源化を推進するため、次の施策を展開している。</p> <p>主な事業</p>		
<p>① 古紙類対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の実施</li> <li>・資源物回収活動補助</li> </ul>		
<p>② 生ごみ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームフードリサイクルグリーン事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機器設置費補助</li> <li>・生ごみリサイクル授業</li> </ul> </li> </ul>		
<p>③ 容器包装ごみ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の実施</li> </ul>		
<p>④ 資源化推進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、金属類の分別収集の実施</li> <li>・使用済小型電子機器等の拠点回収の実施</li> <li>・剪定枝資源化事業</li> </ul>		

・羽毛循環リサイクル事業

⑤ 庁内の率先行動

・庁内ごみの分別の徹底

⑥ 市民意識の啓発

- ・ごみ出しマナーの啓発（ごみ出しカレンダー及び啓発チラシ等の作成・配布など）
- ・ごみの減量化・資源化とまち美化児童作品コンクール
- ・市政出前トーク，ごみ分別説明会
- ・みんなで取り組むごみ減量PR事業
- ・フリーマーケット等の開催情報の提供など
- ・ホームフードリサイクルグリーン事業（再掲）
- ・脱プラスチック生活チャレンジ事業（ワークショップの開催等）
- ・親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業
- ・まち美化活動支援事業

市民団体がボランティアで行う地域美化活動（清掃活動）で集めたごみを市が収集・運搬し処理することにより，市民の自発的なまち美化を促進し，ごみ問題及びまち美化に対する啓発高揚を図る。

⑦ 事業系ごみ対策

- ・事業所ごみの適正処理ガイドブック及び広報チラシの作成・配布
- ・清掃工場における搬入検査の実施

⑧ 補助事業の推進

ア 生ごみ処理機器設置費補助（再掲）

生ごみ堆肥化容器1基につき3,000円を限度に，購入価格の2分の1以内の額を補助する。ただし，補助対象となる容器は，1世帯につき2基までとする。

電気式生ごみ処理機1基につき，30,000円を限度に，購入価格の2分の1以内の額を補助する。ただし，補助対象は，1世帯につき1基とする。

イ 資源物回収活動補助（再掲）

a 回収量による補助金

古紙類	6円/kg	金属類	3円/kg
空きびん類	3円/本	廃食用油	30円/ℓ

品目別回収量に上記単価を乗じた額

b 実施回数による補助金

年額15,000円を限度に，2回目以降の実施回数に3,000円を乗じた額  
 （実施回数－1回）×3,000円/回

ウ ごみステーション整備費補助

ごみステーションを整備した場合に，経費の2分の1以内で，50,000円を限

度として補助する。前回の交付決定から10年を経過したものについても認める。

**エ 剪定枝粉砕機購入費補助**

剪定枝粉砕機1基につき、20,000円を限度に、購入価格の2分の1以内の額を補助する。ただし補助対象は、1世帯等につき1基とする。

**(5) 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業**

家庭から排出されるごみ・資源物を自らごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等を対象に、戸別収集を行っている。

対象者 介護保険法又は障害者総合支援法に基づく居宅サービスを現に利用している一人暮らしの者のうち、ごみ出しが困難な他に協力を得ることができない者で、下記に該当する者

① 要介護認定者（要介護度1～5）

② 障害者（身体障害1・2級、知的障害A判定、精神障害1級）

※ ①、②のみで構成される世帯も対象とする。

**(6) 廃棄物の適正処理に関する事業**

**① 廃棄物監視指導員設置事業**

不法投棄や野外焼却の早期発見と迅速な対応を行うため、また、ごみ及び資源物のごみステーションからの持去り行為を防止するために監視パトロールを実施するとともに、廃棄物処理施設及び自動車リサイクル法関係事業所への立入りによる指導等を行い、不適正処理の未然防止を図るため指導員6名を配置している。

**② 産業廃棄物処理施設排水水質監視**

産業廃棄物処理施設等（最終処分場）からの排水の水質を定期的に検査し、施設の適正な維持管理について確認を行っている。

**(7) 許可・登録**

**① 一般廃棄物**

ア 一般廃棄物収集運搬業許可

イ 一般廃棄物処分業許可

ウ 一般廃棄物処理施設設置許可 など

**② 産業廃棄物**

ア 産業廃棄物収集運搬業許可

イ 産業廃棄物処分業許可

ウ 産業廃棄物処理施設設置許可 など

**③ その他**

ア 使用済自動車の引取業者登録

イ 使用済自動車のフロン類回収業者登録

ウ 使用済自動車の解体業許可

エ 使用済自動車の破砕業許可 など